

令和4年度第2回小平市入札等監視委員会（会議録）

とき：令和5年1月18日（水）午前10時から11時40分

ところ：WEB会議（ZOOM）

1 出席者

小平市入札等監視委員会委員 3名

小口進一、池畑芳子、木内昭二

市側 17名

総務部総務課長、総務部総務課課長補佐、市民部市民サービス担当課長、市民部市民課市民サービス担当係長、地域振興部文化スポーツ課長、地域振興部文化スポーツ課スポーツ推進担当係長、子ども家庭部保育課課長補佐、環境部下水道課長、環境部下水道課下水工務担当係長、都市開発部公共工事担当課長、都市開発部道路課課長補佐、都市開発部道路課設計担当係長、教育部教育総務課施設管理担当係長、教育部学務課長、教育部学務課教育ICT担当係長、教育部学務課栄養指導担当係長、教育部公民館管理担当係長

事務局（総務部契約検査課長、総務部契約検査課契約担当係長）他 計4名

2 傍聴者

なし

3 議事内容

（1）次第

（2）資料1：審議案件の工事・業務内容等について

（3）資料2：各委員からの質問事項への回答

4 議事内容

（1）総合評価案件に係る審議

（2）抽出案件に係る審議

5 議事内容（会議録）

事前に受けた質問に対する回答を行い、抽出案件について、考察していく形で進行する。

なお、事前に受けた質問に対する回答は別添のとおりである。

令和4年度第2回小平市入札等監視委員会

○小口委員長 それでは、始めさせていただきます。本日の対象案件の説明をお願いいたします。

○事務局 今回の審議対象案件につきましては、令和4年度に契約を締結した総合評価方式4件と、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに契約締結いたしました全契約案件の中から、委員の先生方に任意に抽出していただきました6件の合計10件を審議対象案件とさせていただきます。

審議の順番につきましては、レジュメでお示ししている順に審議をしていきたいと考えております。時間の制約はありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○小口委員長 では、これより審議に入ります。

最初に、小平市公共下水道耐震化工事、この内容の事前説明と質問事項について、事務局よりお願いします。

○事務局 それではまず、内容についてご説明申し上げます。

資料1の1ページをご覧ください。

工事概要が工事概要書に記載のとおりで、小平市道第D-8号線及び小平市道第D-17号線に布設されている公共下水道を、更生工法、製管工法により耐震化いたします。

工期は令和4年5月から令和5年2月までになります。

工事概要書の隣は工事概要図になります。

業者選定方法は、総合評価一般競争入札で、落札者決定基準及び評価方法につきましては、2から3ページに記載のとおりになります。

入札者の入札価格及び評価の状況は、4ページの記載のとおり3者の参加があり、うち1者が辞退し、2者が入札を行い、その結果、三栄・山口建設共同企業体が評価値57.97点で落札いたしました。

評価項目の合計獲得点の内訳は、下段の記載のとおりとなります。

次に、質問でございますが、資料2の1から3ページのとおり、小口委員長から2問、池畑副委員長から3問、木内委員から2問、計7問の質問をいただいております。

回答につきましては、資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 ありがとうございます。

では最初に、私のほうから質問について補足させていただきます。

事務局、耐震化の説明はよく分かりました。ところで、耐震化の時期なのですから、例えば何年に一度といった周期で進めているわけですか。

○事務局 耐震化につきましては、耐震診断を今般行ったところで耐震性が不足しているという判断がされましたので行いました。こちらについては定期的に行うようなものではなくて、その管渠に対して耐震診断を行い、耐震性が不足された場合に実施するというような形となっております。

○小口委員長 おおむね、例えば、10年に1度か。

○事務局 基本的に現状布設されている管渠について耐震診断を行って、そこで耐震性が確保されているということであれば、そのまま耐震は行わないという形になります。

○小口委員長 耐震診断は、例えば10年とか20年に1回ぐらいとか、そんな周期で行うのでしょうか。

○事務局 補足させていただきますと、まずこの耐震化でございますけれども、平成18年に下水道法の施行令によります下水道施設への耐震化が義務づけられております。その後、小平市では、第1期、第2期、第3期という形で耐震の計画を立てていまして、第3期については、熊本地震の被害状況を鑑みまして、800ミリメートル以上と、かなり大きな管渠になるのですけれども、そちらについて、耐震診断を行ってきたものです。

今回は、幹線ということで、かなり大きな管渠になるのですけれども、そちらのほうを対象になりまして、令和元年、2年に耐震診断を行った結果、耐震性能が不足されているというものが分かりましたことから、設計をしまして、令和4年に工事を着手したというものでございます。

ですので、耐震診断というか、耐震化については、順々にやってきているという状況です。

○小口委員長 工事の確認は担当課が業者と一緒に確認するの。また、工事の完成の確認は。

○事務局 工事の完成の確認については、最終的には市の契約検査課の検査担当に検査をしていただく形になります。

○小口委員長 担当課が行くのか。

○事務局 はい。契約検査課の中に、検査担当という部署がございます、そちらのほうに検査員が置いていますので、そちらの検査員のほうが竣工検査、あと中間もある場合は中間検査も行っています。

○小口委員長 契約の検査についてはどこに市役所でもあるので、分かっているのですが、担当課と一緒に確認するの。そこを聞いたかったの。

○事務局 検査の事前の段階で、適正に施工がされているかどうかの確認は行います。

○小口委員長 分かりました。そこを確認したかったのです。

事務局に伺いますけど、企業の技術、いわゆる施工能力と、技術者に、38点と6点の相当の差が出ているのですよ。入札する業者でこんなに差が出るものなのですかね。

○事務局 今回、耐震化工事というところもありまして、総合評価の落札者決定基準におきまして、製管工法の実績を評価することとしておりまして、通常総合評価より細かく見ることにしました。その結果、製管工法の実績がある企業については高い点を取ったということで、差が開いたものだと考えております。

○小口委員長 分かりましたけど、気になったのはいわゆる工事の一番重要な施工能力なのですよ。企業の施工能力で、8点も差がでる業者が出てくるというのは、気になったのですよ。

だから、入札に参加してくる業者ですから、当然施工能力、差があってもいいのだけど、あまりにも差があると、技術的に問題じゃないかなと思って、そこは今後しっかり見ておいてください。

○事務局 はい。

○小口委員長 工事の一番重要なのは施工能力ですからね。そこに差があり過ぎるといのがちよっと気になったのですよ。よろしくお願ひしますね。

○事務局 はい。

○小口委員長 私のほうから以上です。

続きまして、ありますか。池畑さん。

○池畑副委員長 今、小口委員長がおっしゃったように、施工能力というのを、もっと具体的には、どこをどういうふうにすると施工能力が上がるのでしょうか。例えば、定期的に専門家たちはそれなりの技術を積んでいらっしゃると思うのですが、何か技術者としてはここがポイントだよというものは、どこか見ているところがあるのですか。

○事務局 今回の工事が製管工法という特殊な工事となりますので、その実積がある技術者を高く評価するということと、あと企業の施工能力におきましては、製管工法の工事実績というところを高く評価しているところです。今、池畑副委員長がおっしゃったような技術力をどうやって上げていくのかということについては、会社の努力による部分が大きいと思いますので、そこについては、企業のほうでいろいろ案件が取れるようにするためには、技術力は高めていただいて、こういったJV案件に参加していただき経験を積んでいただいて、技術力を高めていただければというふうに考えております。

○池畑副委員長 そうすると、今後は市としてJV案件において技術者を養成しているかということについても、何かチェックするようなことは用意していますか。

○事務局 技術者の養成をしているかどうかについては、現在のところ、チェックはしていない状況でございます。

○池畑副委員長 いずれは技術者を養成しているかのチェックもするといいいのかもしれませんがね。分かりました。

○小口委員長 ほかにありますか。

○木内委員 じゃあ私のほうから。私の質問に対して、市内全域の管渠の耐震化率99.6%ということなので、もう耐震化工事すべきところはあとごく僅かだと、そういう理解でいいですかね。

○小口委員長 担当課いかがでしょうか。

○事務局 今耐震化を行っているのが99.6%を行っているというところですので、あと僅かという形になります。

○木内委員 分かりました。ジョイントベンチャーについて聞いたかったのですが、今回、株式会社山口建興と三栄建設株式会社のジョイントで、その企業体が落札したという話なのだけれども、その場合、その技術点の評価というのは、両方の企業の技術点を合算して算定するのですか。どういう算定になるのか。例えば、株式会社山口建興さんは社会貢献のところで点数は高いけれども、片方は点数ゼロだと。その場合も株式会社山口建興さんの点数を入れると、そういう評価の方法になるのですか。

○事務局 そのとおりでございます。

○木内委員 そうすると、ジョイントとした場合に、落札のための技術点を上げる方法として、技術力の低い、今回、技術力の高いのか分かりませんが、三栄建設株式会社さんが仕事を取るために、株式会社山口建興さんと手を組んだという形で入札する。それで仕事を取るという恐れはないのですか。

○事務局 今回、JVを組む場合には、小平市の中小業者の育成という観点から、小平市内の中小業者と組まないと入札には参加できないということになっておりまして、やはりJVを組む相手方を決めるときには、当然総合評価ですので、そういった社会信頼性で取れるところと組むということは、当然企業の戦略としては考えられるのですけれども、今回、市内業者において、この製管工法をできる業者というのが、あまりないだろうということもありまして、市内業者と組む必要があったなかで、株式会社山口建興さんと組まれたということになります。おそれとしては、技術力が低いけれども社会信頼性が高いところと組む形で入札してくるということは、おっしゃるように考えられます。

○木内委員 それは必ずしもデメリットというよりはメリットもあるのだよと、そういう理解でいいのですかね。

○事務局 考え方といたしましては、市内業者の育成の観点でいきますと、より技術力の高い企業、市外事業者と組むことによって、その辺の部分というのが継承される部分というのがございますので、そういった部分では、JVによって市内事業者の育成にはつながるものというふうに捉えているところでございます。

○木内委員 分かりました。ありがとうございました。

○小口委員長 しかし、単純に考えると、木内さんの言ったとおりなので、市内の事業者は地元にいるから、社会貢献の点数は高いのだよね。例えば災害時の協力だとか、それから災害時の協定だとか、それから、高齢者採用だとか、いつも市役所の意向を踏まえているから、そういう点数は高い。一方、技術力というのは、やっぱり大手に負けるのだよね。JVで組むということは、そこをお互いに補うということをやっているのではないか。

それともう一点、気になったのは、木内先生もおっしゃったし、私も指摘したのだけど、担当課、これ、100%じゃないよね。工事が。98%とか99%だけど、残っているところがあるのだよね。ここはやらないわけにはいかないでしょう。地震っていつ来るか分からないのだから。だから計画的に、耐震診断をやって、なくすと、そういう不備なところを、という政策だと思うのですよ。したがって、残りはどのようにするか。さっき木内先生も質問していたけど、そこを教えてください。

○事務局 残りの部分につきましては、またこの調査をして、耐震性能があるかどうかの判断をしていきます。その中で、管渠の古いものというものも当然ございますので、そちらについて、耐震化で行う工事と老朽化対策で行う工事というものが、もちろん似た形で行っていくものはございますので、その際、どちらでやったほうがいいのかということ判断しながら、最終的には、やっぱりこういった耐震化については、全て100%という形で、そちらに向けて努力のほうはしていきたいと思っております。

○小口委員長 分かりました。要するに100%を目指して、残っているところはやるという解釈でよろしいですね。

○事務局 はい。

○小口委員長 分かりました。

ほかにありますか。

ないようでしたら、それでは次に移らせていただきます。

花小金井5丁目1～3番先雨水管渠築造工事、これに移らせていただきます。

内容の事前の説明と質問事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それではまず、概要についてご説明申し上げます。

資料1の5ページをご覧ください。

工事概要は、工事概要書に記載のとおりで、花小金井5丁目の小平市道第C-36号線に公共雨水管を敷設いたします。

工期は、令和4年6月から令和5年1月までになります。

工事概要書の隣は工事概要図になります。

業者選定方法は、総合評価一般競争入札で、落札者決定基準及び評価方法については、6から7ページ記載のとおりとなります。

入札者の入札価格及び評価の状況は、8ページの記載のとおり、4者の参加があり、うち3者が辞退し、1者が入札を行い、その結果、村田建設株式会社が評価値41.06点で落札いたしました。

評価項目の合計獲得点の内訳は、下段の記載のとおりとなります。

次に、質問でございますが、資料2の4から7ページのとおり、小口委員長から3問、池畑副委員長から3問、木内委員から2問の、計8問の質問をいただいております。回答につきましては、資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 説明は終わりました。質問はございますか。

○池畑副委員長 そうですか。そうしたらちょっと私のほうから。

マンホールの耐用年数というのを調べてみたのですよね。そうしたら、およそ、下水道のマンホールの蓋は、耐用年数が車道で15年、歩道で30年ぐらいだということですけど、どのくらいで見ているのでしょうかね

○小口委員長 事務局。

○事務局 そうですね。一般的には、車道15年、歩道30年ということでは言われていますけれども、あとは現地の車両の走行状況とか、交通量とか、そういったものでもまた変わってきますので、その辺りにつきましては、現地を確認する中で、すり減ってくればその前に維持補修の中で交換していくとか、そういったことで対応していくところがございます。

○池畑副委員長 マンホールの蓋は、全国だと1,500万基あることから、小平市でも個数としてはかなりあるのですよね。だから、それを管理するのは結構大変だと思ったのですが、小平市の蓋は、少し素敵になっていると聞いたことがあるので、管理をしっかりしていただきたい

と思います。お願いします。

○小口委員長 担当課、よろしいですか。

○事務局 はい。しっかりと管理していきたいと思います。

○小口委員長 ほかにありますか。

○木内委員 では、この工事を3者が辞退していることについて、4者入札者参加で3者辞退ということですが、辞退の理由を見れば、多分同時にあちこちの工事に入札して、ほかの工事が取れたから辞退するという話なのですが、このこと自体は、市としてはやむを得ない、当然だというふうに理解しているということではないのですかね。

○事務局 同時期に他案件も発注しておりますので、他案件に参加することで、結果的に、技術者が配置できなかったというような辞退理由については、やむを得ないものだというふうに認識しております。

○木内委員 分かりました。それだけです。

○小口委員長 いやいや、事務局、この質問は、委員3人ともみんな同じなのですよ。3者が辞退していると。それで、技術者がいないから辞退しているという理由ね。それから、もう一つは分からないという理由と二つあるよね。

気になるのは、4者で競争入札しておいて3者が辞退するという、最近ほかの契約もそうだけど、この辞退が多過ぎるのですよ。辞退するのに、小平の契約で辞退しているのか、他市も含めた辞退なのか、まずここは明確にする必要があるのですね。小平以外の仕事で辞退するのか、小平の仕事で辞退するのか。だから、辞退者も、技術者がいないとか、技術者がいないといっても、ある程度、指名参加に出る以上は確保してやらなきゃいけないので、そこも十分これから研究する必要がある。

もう一つは、理由なく辞退するということがすごく気になるのですよ。これは、きついことを言わせていただくと、辞退が例えば理由なく二つも続けば2年間入札禁止にするとか、ペナルティーも考えなくちゃいけないと思うのですよ。小平市の契約ですよ。理由なく辞退するというのはとんでもないことなのですよ。それを、辞退されましたという話を我々に報告するのが気になりますね。やっぱり至急でペナルティーを考えると、辞退者に対して。本当に正当な理由がなかったらそういうことを考えると、それから、辞退の理由の中に、小平の仕事か近隣の市町村の仕事か、そこちゃんと把握しておく必要があると。そのぐらいの整理を少し至急やってください。いかがですか。

○事務局 委員のおっしゃることも分かるのですが、なかなかこの部分については難しいかなというふうに考えてはいます。というのは、やはり事業者側の理由というのもございますし、やはり一定の競争関係を確保するに当たっては、やはりこの部分で、申込みの時点では、基本的には技術者は確保して申込みはしてきているということは前提になっておりますので、その後、ほかの案件にも申込みをしていて、そちらが取れたので、この案件については配置ができなくなったということで辞退ということも、今回のこの理由で言いますと、そういう形での辞退というものもありますので、そういった意味では、なかなか辞退をすることに対してペナルティーをかけ

るということは、ほかの自治体でもやってはいませんので、慎重に検討はしていかなければならない事項かなというふうに捉えているところではございます。例えば今委員長がおっしゃったような、理由なく2回ぐらい辞退した場合についてはペナルティーをかけるとかというのは、なかなかすぐにはできないかなというふうには考えているところではございます。

○小口委員長 そうすると、今後ともこういう事態が続出する可能性があるのですよ。

○事務局 そうですね。一定の部分につきましては、その部分はやはりどうしても仕方がないところかなと考えております。やっぱり工事というのは、工期の問題がございまして、やはりどうしても年度の前半の部分に工事の発注が集中するという事態がございまして、その中で、やはりきちんと工事をやってもらわないといけないというところもあります。

○小口委員長 だから私が言っているのは、正当な理由があつて辞退するのと、辞退しても理由をはっきりさせないというのは、やっぱり分けて考える必要があると。

○事務局 はい。

○小口委員長 いわゆる、小平市としてのプライドはどうなるのだと。小平市の仕事を理由なくして辞退されちゃうというものが、課長、やっぱり小平市の契約としては、おかしいじゃないかと思う必要があるのではないかと思うのですよ。

例えば、技術者がいなくて、例えば小平市じゃなくてB市の仕事を取ったとかC市の仕事を取ってどうしても回らなくなったので辞退させてくださいというのはまだ分かります。しかし、理由なくして、市が聞いて理由がはっきりしなくて辞退している。これは問題ですよ、小平市として。小平市が軽く見られているのではないか。普通はもう少し明確にしていく必要があると思うのですよ。理由なくして辞退するというのは。

○事務局 それは回答のほうでも言っているように、入力がない場合について、やっぱりその部分については気になるところではございますので、何らかの方策が取れるかどうかというのは、検討はしてまいりたいとは思っています。要は、辞退理由がきちんと入った上での辞退と、辞退理由がない辞退というのは、内容が違うものになりますので、その部分についての対応策ということについては、検討はしてまいりたいとは思っています。

○小口委員長 そうしてください。やっぱり重要な小平市の仕事を理由なくして辞退するというのが、非常に気になる。これが最近多いと。この案件に限らず。したがって、大至急検討してみてください。

○事務局 分かりました。

○小口委員長 ほかにありますか。

○木内委員 今の小口委員長の疑念と共通するのですが、私は、今回の場合で見ると、小平の4業者が入札して、3者が辞退していると。談合ってやっぱり疑うのは、これだけで疑いたいけれども、結局、裏で話をつけていて、同じ小平市の工事でも、この雨水管工事はうちが取る、ここはうちが取る、あらかじめそういう話をしてやっている可能性って、これ1件だけではもちろん全然分からないですけれども、小平の同種工事を見たときに、何か不自然にやる業種が見事に散らばっているとかというような話が出てくる可能性があるのじゃないかな、そういうことにも目を

光らせる必要があると。辞退理由がはっきりしないって、もちろんこうこうこういう理由ですって、それが本当か、どこまで調べられるかも分からないので、取りあえずこういう案件では、業者間が裏で今回はどこが取るみたいな話合いをしている、疑いを持って、きちっと注意する、調べるというところはきちっとやってほしいなというふうに思います。

以上です。

○小口委員長 事務局、最後に何かありますか。

○事務局 肝に銘じるしかないと思いますので、確かにそういうような懸念というのも払拭はできない部分がございますので、今回に限ってそういうことはないとは思いたいのですが、その辺については注意を払っていきたいと考えております。

○小口委員長 はい。じゃあ少し調査してみてください。

○事務局 はい。

○小口委員長 木内先生がずばり言っていただけましたけれども、みんな気になっていることですから。よろしいですか。

○事務局 分かりました。

○小口委員長 それでは、次に移らせていただきます。

鷹の台駅前広場整備工事について、お願いします。

○事務局 説明者を変更します。

○小口委員長 はい。

○事務局 それでは続きまして、内容についてご説明申し上げます。

資料1の10ページをご覧ください。

工事概要は記載のとおりで、鷹の台駅前広場の整備を行います。

工期は令和4年5月下旬から令和5年1月上旬までになります。

資料1の11ページは案内図、12ページは完成予想パースになります。

業者選定方法は、総合評価一般競争入札で、落札者決定基準及び評価の方法については、13から14ページに記載のとおりとなります。

入札者の入札価格及び評価の状況は、15ページの記載のとおり、4者の参加があり、うち2者が辞退し、2者が入札を行い、その結果、井上建設工業株式会社が評価値42.24点で落札いたしました。評価項目の合計獲得点の内訳は、下段の記載のとおりとなります。

次に、質問でございますが、資料2の8から9ページのとおり、小口委員長から2問、池畑副委員長から3問、木内委員から2問の、計7問の質問をいただいております。回答につきましては、資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 それでは、質問に入ります。

私のほうから質問します。予定価格は今回も事前公表されているということですが、今まで市が出した予定価格より安く金額を出してきた事例というのはございますかね、課長。

○事務局 総合評価案件でということでございますか。

○小口委員長 はい。

○事務局 総合評価案件は、予定価格は事前公表しておりますが、落札率につきましては、100%というケースは逆に少ないです。

○小口委員長 そうですか。

○事務局 はい。総合評価でも、基本的には技術と価格点の両方併せた形での評価値で、合計点が高いところが落札者になるという形になりますので、事業者のほうで、例えば技術点や社会性、信頼性のほうが点数を取れる場合については、価格については、ほぼ100%に近い金額で入れてくるところもありますけれども、落札している業者だと、基本的には多少落としているケースのほうが多いというふうに認識しております。

○小口委員長 なるほど。分かりました。

次に、品質を高めるための技術的なところは、総合案件は非常にポイントなのですが、あまり技術的なところで高いところというのが見受けられなかったのですが、その件についてはどう思いますか。あまり技術に関するところというのとはなかったね。

○事務局 そうですね。今回落札した事業者の企業の施工能力に関しては4点、配置予定技術者については5点、合計9点というところで、そうですね、おっしゃるような結果とはなっております。

○小口委員長 やっぱり工事ですから、さっきの繰り返しになりますけれども、やっぱり工事の技術力というのが非常に問われるところなのです。今回も企業の信頼性とか社会性とか、地域の密着度とか、そういう項目のものが結構点数を取っているのだけど、技術に関するところって、あまり変わらないよね。だからそこも少しこれから考えてみたほうがいいと思いますよ。

やっぱり図面を見ると、あの鷹の台がすごく変わるというのは楽しみですね。相当思い切った図面ができていくわけでしょう。すると、かなり技術が必要になるのではないかなということを考えるわけですけどね。そういったところも、これから少し、契約のときに考えていただければと思います。意見です。

ほかにありますか。

○池畑副委員長 図面を見る限り、本当にこの鷹の台の予想パースというのは、すてきなと思うのですが、何か私は、ちょっと休めるような、ベンチが一つなのかとか、二つなのかとか聞いてみたのですが、やはりこれから高齢社会なので、少しほっとして休めるようなところが、駅のところでも、ああ、やっとならに着いたと、ちょっと座ってというようなところが外にあると、何となく助かるなと思っているので、できましたらこういうのを作る際には、そういうことも一つ考慮に入れていただけたらと思います。この件に限らずですけど、お願いします。

○小口委員長 事務局、要望ですけどいいですか。少しお年寄りに優しいまちにしてくださいと。担当課。

○池畑副委員長 そういうことです。

○小口委員長 担当課。

○事務局 設計段階において、地域の皆さんから、どのような駅前広場にしたらいいかというようなアンケートとかも取りながら、今回、この鷹の台駅前広場整備については、サークルベンチ

を設けようという話になってございます。

もちろん休憩場所、憩いの場というようなところで、ベンチをもう少し多くというようなご意見もございましたが、一方で、付近には大型のマンションが建っているというようなこともあり、なるべくマンションに近いところには、たむろをするような場所はつくらないでほしいというようなご意見もいただいていたので、そういったところは花壇で植栽をしていこうというようなことを、地域の皆さんのご意見をいただきながら設計してきたというところでございます。

以上でございます。

○小口委員長 私もここはよく利用したことがあるので、こんなになったら非常に楽しくなるので、期待していますので。ぜひいい駅前広場をつくってください。担当課。

○事務局 ありがとうございます。

○小口委員長 ほかにございませんか。

○木内委員 私、毎朝この駅を利用していますので、毎朝ここを通過して、今、工事がどうなっているか、毎日確認しています。このイメージ図とは大分違う気がするけれども、このような形になるのかなど。ただ、基本的には、鷹の台の駅前って、この部分だけロータリーを造ったところで、もともとここから先、駅前の道路自体が細くて、車が流れるようなところではないし、まあここだけ見るとすごく便利になりそうですが、恐らくここにタクシーが停まって誰かが乗れるような状態にはならないと思っていますけれども、楽しみにしています。

○小口委員長 担当課、頑張ってください。

○事務局 はい。

○小口委員長 委員みんな期待していますから。

ほかに何かありませんか。担当課長が意思表示してくれるとね。

○事務局 はい。大丈夫です。3月までかかりますけど、精一杯頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小口委員長 期待しています。

ほかにありますか。

○池畑副委員長 大丈夫です。

○小口委員長 じゃあ、次に移らせていただきます。

小平市窓口業務等業務委託について、説明をお願いします。

○事務局 今説明員のほうが、交代になりますので、お待ちください。

○小口委員長 はい。

○事務局 それでは、まず内容についてご説明申し上げます。

資料1の16ページをご覧ください。

委託業務概要は、記載のとおりで、業務内容である12項目の業務を委託するものになります。契約期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの、3年間の長期継続契約になります。

業者選定方法は、総合評価一般競争入札ですが、本案件につきましては、通常の簡易型ではな

く、技術提案評価型で実施しております。そのため、落札者決定基準及び評価方法につきましては、資料1の17から27ページの落札者決定基準で定めたとおりとなります。

入札者の入札価格及び評価の状況は、28ページの記載のとおり、1者の参加があり、結果、パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部が評価値61.01点で落札いたしました。評価項目の合計獲得点の内訳は、下段の記載のとおりとなります。

次に、質問でございますが資料2の10から12ページのとおり、小口委員長から2問、池畑副委員長から3問、木内委員から2問、計7問の質問をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 説明が終わりました。ご意見はございますでしょうか。

○池畑副委員長 業務委託をこのようにしますよと、内容をいろいろ書いているのですが、市の職員の何か働き方改革というのを、市全体で進めていることってあるのですか。それと、委託したことによって残業はどんな感じでございますかね。そんなところをお聞きしたいと思います。

○小口委員長 担当課。

○事務局 働き方改革といたしましては、この委託業務をしたことによりまして、特に保険年金課におきまして、時間外業務数が激減したという現状がございます。通常職員が行っていた部分を可能な限り委託をしましたので、時間外勤務に反映された部分がございます。

市民課のほうも、時間外勤務に関しましては、委託を始めてからのマイナンバーカードの業務が大変増えてまいりまして、その分、残業時間というのがなかなか減りづらい状況ではございますが、委託の部分に可能な限り業務を回したことによって、職員ができる点検ですとか、職員独自の業務に集中することができておりますので、時間内の業務の効率化が図れたものと捉えております。

働き方改革としては以上でございます。

○池畑副委員長 今、マイナンバーカードの業務があり、まだなかなかいろいろとできていないと。ちなみに、小平市で取得した人はどのぐらいでしょうか。

○事務局 交付の率としましては50%を超えたところです。

○小口委員長 池畑委員、よろしいですか。

○池畑副委員長 はい。

○小口委員長 マイナンバーカードの交付担当じゃないので分からないと思います。

○池畑副委員長 分かりました。大丈夫です。また調べておいてください。

○小口委員長 後ほど、事務局で調べておいてください。

○池畑副委員長 それでいいです。

○小口委員長 マイナンバーカードが小平ではどのくらい普及しているか。それで結構です。

○池畑副委員長 よろしいです。

○小口委員長 じゃあ、私のほうから。担当課長、電話の受付と総合案内とフロア案内、これはいわゆる庶務的な仕事ですね。ここに前は何人ぐらいの職員が配置されていて、今回はどうなったのか、まず1点目。

続いて、窓口受付業務から証明書発行、住民票、それから郵送、証明書の交付、ここに職員が何人いて、委託したらどうなったか、これが2点目。

それから、それぞれの課ですね、国保、後期高齢、国民年金、前は何人職員が携わっていて、今回は何人になったのというのを少し聞きたいのですよ。

要するに、民間に委託したほうが、お金を払って委託したほうが、職員数は少なくなる。または、安くなった、仕事が早くなった、ここがポイントだろうと思うのですよ。その数字はわかりますかね。委託化のポイントだからね。前はこの業務に何人の職員でやっていたと。しかし、委託したらどうなったか。委託して、効率的にならないと、委託した意味が分からないのですよ。

これだけの業務を全部委託しているということは、26市だとあまりないよね。小平市の特徴だと思って、私はこれはこれで一つの生き方かなと思いますけれども。ただ、費用対効果の問題が出てくるでしょう。そこは数字でつかんでいなきゃいけないと思うんですけど。

だから、いわゆる庶務的な仕事は、電話の受付、総合案内、フロア案内、これは前は何人でやっていて、今回委託してどうなったの。それで費用はこうなったのと、そこがまず必要なのですよ。

それから、市民課の業務ね。受付から証明書発行。証明書発行もいろいろあるでしょう。戸籍から、住民票から、印鑑証明から、転入転出届。こういう業務に前は何人いて、今はこうなっていますと。それで費用はこのぐらいかかりましたと、そういった基礎データが必要。答えることはできますか。

○事務局 申し訳ありません。今、手元に資料がございませんが、職員の数で申し上げますと、全体数が何人というのは現在手元に資料がございませんが、委託の前と委託の後で、職員数、会計年度任用職員も含めて、14人の減というふうに捉えております。

ちょっと3課の内訳までは申し上げられないのですけれども、全体の、市民課と保険年金課と総務課3課の合計で、会計年度を含め、職員を含めて14人の減だというふうに、所管課からは報告を受けているところでございます。

あと、コストのほうといたしましては、委託化することによりまして、人件費の減と単純に比べますと委託費のほう若干多くなって、委託費ほどの人件費の削減は、現在、まだ達成できていないところでございますが、その分、委託をすることによってサービス向上された部分などがございまして、市民サービスの向上とコスト削減と両輪で捉えているところでございます。

申し訳ございません。人数までは、現在、手元にないところでございます。

○小口委員長 これ、課長、至急調べてください。やっぱり直営から委託になるには、要するに実務の変更でしょう。こういう業務に、前は職員がどのぐらい携わっていたのか。それで、委託したらどうなったのか、何人くらいになったのか。それで委託のコストは幾らかかったのか。これ、原価計算しないと、課長、いいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 これを原価計算して、小平市にとってメリットがなかったら、委託しても意味ないのですよ。そこをきちっと出さないと、原価計算で。

例えば、電話受付業務、前は職員でやっていたら、例えば4人の電話交換手がいてやっていて、人件費がどのくらいかかったか。委託したら委託料がどうなったか。委託先から何人来ているのか。いいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 そういうことで、委託したら市にとってメリットがあるかどうかなんですよ。

私、これだけ言うのは、小平市の窓口業務委託というのが、各市から注目されているわけですよ。そこがはっきりしないのよ。ただ、委託になっている。だから私は、やっぱり原価計算する必要があるだろうと、数字的には。いいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 いわゆるこういう業務に、昔は職員が何人でやっていたと。委託したら何人になったと。委託費用がいくらになったのだと。例えば、委託料のほうが多くなっちゃって、サービスがあまり変わらなかったら、税金を垂れ流しているのと同じだから。違いますか。

○事務局 そうです。

○小口委員長 今の課長の説明はそういう説明ですよ、委託料が高くなっているというのは。やっぱり事務を一つずつ検討しなくちゃならないと思うのですよ。これだけの業務を委託するというのは。したがって、過去は何人でやっていた業務が、委託費がどのくらいで今行われているのか。委託で職員が民間で何人くらい来ているのかと。費用対効果、さらに人件費を含めて、コスト的には委託したほうが、例えばサービスも含めて効率的だと。この理由の設定が欲しいわけです。単純に業務を委託したら効率になったと、そういう説明じゃまずいと思うのですが、いかがですか。

それで、原価計算できたら、少し時間がかかってもいいから、資料は公開してください。いいですか。この問題は、小平市内部だけじゃないですよ。他市も注目しているのですよ。窓口関係業務をみんな委託しているとすばらしいという話になれば、いろんなところで検討するよね。ただ、全然中身が議論されていないと、ただ委託しているだけで、これはむしろ問題だと。

それと、この委託先の会社、実績を重視したら、これは契約のほうの問題だけど、どこも委託を受けていないのだから、実績なんかありませんよ。新規採用を初めから断っているのですよ。やっぱり入札というのは競争しなくちゃいけないでしょう。だから、この会社しか実績がないというのは当たり前で、ほかはどこもやっていないのだから。そうすると、従来の入札制度では、この業務の委託ははっきりしない。

私は今回、この業務が一番の問題だと思っているのですよ。コストに対しての整理ができていない。入札に対して、やっぱり従来の審査方式ではできない。この二つをやっぱり整理してほしい。契約と担当課で。実績重視したら、この業者がずっと行っちゃいますよね。新しく出てくる業者は絶対に実績がないのだから。

○事務局 今回、希望の申請の段階では、他市の窓口業務委託をやっている業者さんが興味を示しまして、書類などを希望の段階で出していただいたのですけれども、やはりそこは市民課の業務しかやっていなかったというところがありまして、参加できなかったというところで、実績要

件を求め過ぎたのではないかというところについては、検討していかなければならないというふうに考えております。

○小口委員長 委員会だからこの辺にしますけれども、いずれにしても、担当課は、やっぱり事務をしっかり測る必要がある。そして、原価計算すると。原価計算は、市の職員でやっていたときでいくらかかったのだ、何人の職員でいくらかかったのだ。どういうサービスをやっていたのだ。それに対して、民間委託したら、どのぐらいの職員が民間から来て、その費用はいくらになったのだ。市民サービスはどのぐらいよくなったのだ。原価計算をしながら、理論をきちっと実務的に整理する。小平の窓口業務委託方式は、一つの考え方ではないかというのをきちっと証明してほしいのよね。

小平市のこの窓口民間委託方式は、ほかから注目されていると思ってください。だから、安易に考えて進めないほうがいいですよ。既にやっている業務だけど、いいですか、周りはみんな注目しているのだから。だからきちんと理論整理をしてほしいというのを要望しておきます。

それから契約のほうは、実績重視の契約は、もう破綻している、これについては。そうじゃない方式を考える必要がある。契約がね。ただ、委員会をつくって進めるというのはよく分かります。しかし、委員会はもうちょっと委員のメンバーを開かれたメンバーにしないと、やっぱりいろんなほうから指摘がある。それだけ今日は伝えておきます。回答はいいです、今日は。検討してみてください。

以上。

ほかにありますか。木内先生、いかが。

○木内委員 僕は小口先生にいろいろ言っていたことに尽きていると思いますので、私のほうはもう結構です。

○小口委員長 池畑先生、どうでしょうか。

○池畑副委員長 もともとこういうものを外部に委託したいという考えは、相当前から出ているのですよね。考え方として。何かここに一番、12ページの一番下に、委託の規模に対して準備の期間が短いと書いてあるのですが、急に来たわけじゃないと思うのですが、そういう、もともと根本が変わるようなことというのは、もうちょっと事前に議論してから決めたほうが、回答をある程度用意してから書いたほうがいいのじゃないかなというのは、私が感じているところです。

○小口委員長 担当課、何かありますか。

○事務局 準備期間につきましては、今回初めての更新ということもあり、予算の立てるタイミングと募集する時期というのが、今回このような形になってしまったのですけれども、結果的に参入の数が少なかったということもございますので、準備期間について、もうちょっと長めに取れるような、次回以降、検討していきたいと考えております。

以上です。

○事務局 あと、あわせまして、次回につきましては、今回の参加要件につきましては、ちょっとかなり厳しめな要件になってしまいまして、最終的に、結果的には1者、要は現事業者、前事

業者しか入札に参加できなかったという状況がございますので、その辺につきましても、次回につきましても、新規の事業者とかが参加しやすいような参加要件というのは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小口委員長 いずれにしても担当課のほうはもう少し理論武装してください。担当課長。

○事務局 かしこまりました。

○小口委員長 委託すればいいという話ではありませんから。

じゃあ、次に移りたいと思います。

○事務局 それでは、引き続きお願いします。

○小口委員長 よろしいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 課長、今の事業がみんなから注目されているのです。私の耳にまで入ってくるよだから、きちっと理論整理したほうがいいと思いますよ。

○事務局 分かりました。

○小口委員長 じゃあ、次に移らせていただきます。

小平市立中央公園・小川西グラウンド整備業務委託、これについて、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、まず内容についてご説明申し上げます。

資料1の29ページをご覧ください。

委託内容は記載のとおりで、契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までになります。

契約方法は、6者の見積合わせになります。

次に、質問でございますが、資料2の13ページのとおり、池畑副委員長から3問、計3問の質問をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 説明が終わりました。

○池畑副委員長 一応この説明を見せていただいたのですが、こういうふうに広いところの公園とかグラウンドというと、こういうスポーツをやりたい、こういうのをやりたいというのを、結構利用の要望が多いと思うのですが、何かそういう利用を要望するときに、何か注意していることとか、これだけはやってほしい、逆にこれだけはやってほしくないとかいうことを、何か決めていることはあるのですかね。

○小口委員長 担当課。

○事務局 グラウンドに関してなんですけれども、質問の(3)に書いてあるとおり、基本的には、メインではやはり野球、サッカーの利用が非常に多いところではありますが、それ以外のところも、スポーツに関する利用ということであれば、基本的に禁止するところではございません。

ただ、中には、よさこいのダンスについて、以前、相談がありまして、こちら、ダンスという分野であればスポーツなのなんですけれども、よさこいというと楽器を使ったりする側面もありまし

て、ちょっと近隣のご迷惑になるような行為はちょっと避けていただきたいということで、楽器をたたいたり何なりということだけは禁止させていただきました。

ただ、ある程度配慮して、音楽を単純に流すということであれば、例えばラジオ体操とかもそうなので、ある程度音量さえ下げただけであれば、音楽を流すことは禁止せず、ただ、打楽器ですとかそういったことは控えてくださいということで、以前、利用を認めたということもありますので、基本的には近隣に配慮した使い方で、なおかつスポーツに関わるということであれば、特に禁止するようなことはしていないというのが現状です。

○池畑副委員長 利用頻度というのは結構多いのでしょうか。例えば月単位とかいうものに関して。

○事務局 そうですね、やはりグラウンド、やはり土日は基本的に埋まっていることが多いですし、平日はそこまで多く埋まっているかというと、平日の利用頻度というのはまちまちには正直なってしまうところではありますが、おおむね皆さん、やはり野球、サッカーで使われていることが多いかと思います。

○池畑副委員長 料金は、基本的には無料ですか。それとも有料ですか。

○事務局 こちらは有料の施設となっております、市内料金と市外料金の設定というのはございます。

○池畑副委員長 なるほどね。じゃあ一応基準は決まっているわけですね。分かりました。ありがとうございます。

○小口委員長 よろしいですか。

○池畑副委員長 はい。

○小口委員長 ほかにありませんか。

それじゃあ結構でございます。ご苦労さまでした。

○事務局 ありがとうございます。

○小口委員長 続いて、プロパンガス購入について、説明をお願いいたします。

○事務局 今説明員の方の入替えがございますので、ちょっとお待ちください。

それでは、説明させていただきます。

まず、内容についてご説明申し上げます。

資料1の29ページをご覧ください。

契約内容は記載のとおりで、履行期限は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの単価契約になります。

契約方法は、5者の見積合わせになります。

次に、質問でございますが、資料2の14ページのとおり、池畑副委員長から3問、計3問の質問をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 説明が終わりました。どうぞ。

○池畑副委員長 プロパンガスってまだあると言われるのですが、やはり地方はプロパンガ

スが多いでしょうけど、今、市内でもまだプロパンガスをやっているところはあります。

切替工事を結構やっていると思うのですけれども、プロパンのこの費用が370円と、結構安いなと思っているのですけど、これで小平はずっと決めてやっているのですかね。これがあまり、今、いわゆる光熱費とかがすごく値上げの状態になっていますけど、これに関してあまり影響はないのですかね。一応質問にも入れておいたのですけど。

○小口委員長 担当課。

○事務局 現在のところは、翌年度以降の価格について、現段階で上がりますよというような話はないというふうに、各担当課からは聞いております。

○池畑副委員長 なるほど。それはすごくいいことなのですけど、分かりました。ありがとうございます。

○小口委員長 ほかに。

じゃあ、私のほうから。木内先生の質問でもあったのですけど、全部ひっくるめて、プロパンガスは都市ガスと比べて何%ぐらいなのですかね、小平市内で利用している家は。分かりますか。

○事務局 すみません、基本的には、契約している範囲内ですと、ここにあるとおりの部分しかうちでは把握していないところでございまして、それ以外の施設ごとの光熱水費というのは、基本的には施設ごとに契約をしておりますので、その割合というのは、把握していないところでございます。

今回のこの案件につきましては、基本的には単価契約ということで、1年間通して供給してもらえる形のを、契約検査課のほうで契約をしているという形になりますので、この部分については、以上の施設ということになるのですけれども、それ以外については、申し訳ございませんが、把握していないところでございます。

○小口委員長 じゃあ、都市ガスが何%で、プロパンガスが何%というのは、市として分かっているということ。そういうことだよな。

○事務局 そうですね。

○小口委員長 民間も使っている人がいるのでしょうか。個人住宅など。

○事務局 市全体というところですか。

○小口委員長 ええ、市全体です。防災対策なんていう上で極めて重要な資料だから、調べておいたほうがいいですよ。

○事務局 調べているところがあるのかも含めて、確認いたします。すみません。

○小口委員長 ほかにありませんか。

じゃあ、何もないようですから終わらせていただきます。

○小口委員長

次に移らせていただきます。小平市庁舎エレベーター保守点検業務委託、これについての説明をお願いします。

○事務局 それでは、まず内容についてご説明申し上げます。

資料1の29ページをご覧ください。

契約内容は記載のとおりで、契約期限は令和4年4月1日から令和4年11月30日までになります。

契約方法は、3者の見積合わせになります。

次に、質問でございますが、資料2の15ページのとおり、木内委員から2問、計2問の質問をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 説明が終わりました。どなたかご意見ございませんでしょうか。木内委員。

○木内委員 私のほう、何で質問したかという、小平市の庁舎エレベーター2号機と3号機の保守点検をこの株式会社コムテックさんが落札したという話ではなく、この期間にコムテックさんが小平市のエレベーターの保守点検ということで、例えば、小平市の公民館、図書館のエレベーターの保守点検とか、平櫛田中館のエレベーターの保守点検とか、公民館、図書館、小川町の東エレベーターの保守点検業務とか、全部で11個のエレベーターの保守点検業務をコムテックさんが落札していると。

エレベーターごとに保守点検業務を細かく1個1個、ここはじゃあどこがやってくれますかと入札する必要があるのかどうか。今これを見ると、実際にエレベーター保守点検は4業者、株式会社コムテックさん以外3業者があって、それで一応競争は保たれているのだと思うのですが、もっと何か、エレベーターごとに入札するのじゃなくて、もっと地域とか、大きなくくりでまとめて入札するって考えられないのかなと思って質問しました。

○小口委員長 質問が終わりました。担当課、何かありますか。

○事務局 申し訳ないです。こちらにつきましては、担当課のほうというのは、今来ているのは総務課という形になりまして、庁舎の管理の担当課になりますので、今委員がおっしゃったような全体的な市単位での、要はエレベーターの保守業務委託を、包括的な、要は委託契約にするという、例えばエリアごとにとか、あとエレベーター機種ごとにとという形になりますと、現在のところ、検討がされていないような状況になりますので、今の段階では、それをまとめるということは、動いていないというような状況ではございません。

ただ、以前は、契約の形態といたしまして、包括委託契約というものについて、市として一定のものについて、包括的委託はできないかどうかということは検討した経過はございますが、そのときには、最終的には包括的な委託というのはまだ難しいだろうというところで、そこは動かなかったという経過がございます。

当時は、例えば清掃だったりとか、施設管理だったりとか、一定の部分についてまとめて、市単位だったりとか大きい単位で包括的な委託契約ができないかということは、検討した経過はございます。

○木内委員 結局、ある程度まとめて委託したほうが、料金が安くなる可能性がないのですかねと思ったのですよ。1個1個この保守点検幾らと入札するよりは、これだけまとめて委託するからその分費用を下げると、入札価格でもっと安くできるのではないかと思ったのですが、そういうことは考えられないのでしょうかね。

○事務局 そうですね、現状でもこの株式会社コムテックさんが、かなり低い落札率で落札して
いまして、小平市内にあるエレベーターを1日で巡回して点検するというような形で単価を安く
して行っているような考え方でやっているところもあるので、これを一括にして入札した場合に、
金額が低くなるかどうかというところまでは、現状分からないというところがあります。

○木内委員 分かりました。ありがとうございました。

○小口委員長 事務局のほうで、まとめて一括という話じゃなくてもいいから、例えば、エレベ
ーターの機械ごとなら分かりやすいのではないか。

○事務局 委員のおっしゃる意味は分かるのですが、市役所の事情的には、基本的には事
業別予算という形で、施設ごとに予算とかが配分されているというところもございまして、今
言ったような、横串を刺すような形で、横断的な契約という話になりますと、それをどこかが所
管して、まとめないといけないという形になりますので、そこについては、今の段階ではすぐに
ということとはできないと思います。言っている意味はよく分かるのです。

○小口委員長 でも、契約でやっているじゃない。二つの課の予算をくっつけてやるとか、教育
委員会なんかさ。まあ研究してみてくださいよ。

○事務局 はい。

○小口委員長 いくつかの課のエレベーターをくっつけてどこかがやるぐらいの話はできないこ
とはないから。ただ、機械が違っちゃうと難しいのかなと思いますので。

○事務局 そうですね。

○小口委員長 そんなことも含めて、研究でいいです。

○事務局 はい。

○小口委員長 それでは、次に移らせていただきます。

小平市立学園東小学校給食調理業務委託について、お願いします。

○事務局 説明員が入替えになりますので、少しお待ちください。

○小口委員長 はい。

○事務局 それでは、内容についてご説明申し上げます。

資料1の29ページをご覧ください。

契約内容は記載のとおりで、契約期間は令和4年8月1日から令和8年3月31日までになり
ます。

契約方法は、プロポーザル方式による随意契約になります。

次に、質問でございしますが、資料2の15ページのとおり、木内委員から2問、計2問の質問
をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させてい
ただきます。

○小口委員長 説明が終わりました。いかがですか。

○木内委員 私のほうでこの件を取り上げさせていただいたのは、まずは学校給食の業務受託で、
適正に競争が働いているかどうか、その点を確認したくて質問させていただいた次第です。

小中学校併せて、今4業者が給食業務を受託していると、そういうことでいいのですかね。

○事務局 そのとおりでございます。

○木内委員 その都度、業者が入れ替わるということはないと思うけれども、このプロポーザルの方式で業者選定することによって、それなりに競争は働いているというふうに市では考えていると、そういうふうにお聞きしてよろしいでしょうか。

○事務局 今回の学園東小学校もそうですけれども、ほかの学校も給食の調理業務委託をしておりますけれども、そのプロポーザルの際には、1者とかではなくて、かなり多くの事業者さんが手を挙げていただいておりますので、適切な競争環境は確保されているというふうに我々は捉えております。

以上でございます。

○木内委員 ありがとうございます。私のほうは以上です。

○小口委員長 ほかにございませんか。

○池畑副委員長 いいですかね。

○小口委員長 はい。

○池畑副委員長 学校の意向に沿った対応が可能な事業者を選定しているというのですが、例えばどんな要望が学校としては多いのですかね。そのプロポーザルの意見の一つとして、何か出ていませんか。そこまでは分かりませんか。

○事務局 学校のほうから要望についてでございますが、給食運営上の中での食育の考え方ですか、そういった面についての学校の要望ということで、児童への食育への関わり方、児童への関わり方ですか、給食の提供内容の工夫ですか、そういった部分についての要望などというふうに捉えております。

○池畑副委員長 それは、一つの学校じゃなく、多方面、幾つか、学校はたくさんありますよね。学校の中で意見を、それに沿っていると思うのですが、その中でも多く出てきているものとかはありますよね。そういうものが取り入れられていると考えてよろしいのでしょうかね。

○小口委員長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 契約ごとに学校長の意向というのは多少違う、各学校によって違うものもありますけれども、大方、校長、副校長という学校の中の管理職の意向というのは、先ほど申し上げたような食育の部分だとかいうところに大きくありますので、そういったところは、個々に聞いてはいるものの、そんなに大きく変わらずに学校の意向はありまして、そこは反映できていると。事業者のほうも、そういった意向というのは、公募のときの要領にも、どういった観点で提案書を出してくださいということは言うておりますので、そこは事業者側の考えというのも出してくれているので、それに沿って我々は、学校の意向と事業者の出してきた提案がマッチしているところでは確認させていただきながら、審査のほうをさせてもらっております。

以上です。

○池畑副委員長 ありがとうございます。何しろ未来を支える子供たちなので、食育は大事だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局 はい。

○小口委員長 ほかに。じゃあ終わりました。

○事務局 ありがとうございます。

○小口委員長 続いて、よろしいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 小平市立小・中学校ICT機器賃貸借、これについて説明をお願いします。

○事務局 それではまず、内容についてご説明申し上げます。

資料1の30ページをご覧ください。

契約内容は記載のとおりで、契約期限は令和4年12月1日から令和9年11月30日までになります。

契約方法は、条件付一般競争入札になります。

次に、質問でございますが、資料2の16ページのとおり、小口委員長から3問、計3問の質問をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 じゃあ私のほうから。

ちょっと気になったのは、ファイアーウォールなのですよ。一番気になったのは。私も経験があるのですが、ものすごい不正アクセスが来るのですね。役所なんかの場合。聞いているとぶちぶち音がするのは、みんなアクセスなのですよ。図書館というのは、いわゆる、ものによっては市民が使っている部分もある。ところが小中学校というのは、小中学校の中というふうに限られているから。その二つについて、ファイアーウォールを一緒に使っているというのがやっぱり気になっていて、攻撃は結構受けているので、大丈夫だと言うなら大丈夫なのかもしれないけど、基本は、学校は学校のファイアーウォール、図書館は図書館に、外部との接続があるかもしれないところは別にしておいたほうがいいのではないかという、ちょっと心配心なのですが、いかがですか。

○事務局 回答に書かせていただいたとおり、いろいろ攻撃とかがあるかもしれませんが、実際には保守委託しておりまして、監視しているような状態でファイアーウォールも運営させていただいておりますので、問題はないと認識しております。

以上でございます。

○小口委員長 そうさらっと言わないでほしいのだけどね。市役所のファイアーウォールの音を聞いていると、すごいですよ、不正アクセス。半端じゃないくらいアクセスされて。一般の職員は誰も知らないのね。担当課以外は分からないのだけど。だから、図書館ってやっぱりそういう領域の一つであるのじゃないかなという気がしているのですよ。教育委員会はそんなことはないでしょう。小中学校だけで内部でやっているのだから。

無理にどうこうという話ではないのだけど、やっぱりその研究はしておいてほしいのですよ。小中学校のファイアーウォールと、図書館まで含めて市民利用があるところのファイアーウォールは別にしたほうがいいのか。それとも、技術的に一緒に大丈夫なのかという、結論はそんなに急がないので、研究はしてみてください。担当課。

○事務局 ご意見、ありがとうございます。今、小中学校のほうも、インターネットにはつながっておりますので、そういった意味では同じレベルのファイアーウォールが必要かなというのはまずあります。その上で、図書館と学校というのは、もちろん行っている業務が違いますので、そこを切り分けながら、ファイアーウォールをどう構成していくのがいいのかというのは、今、いただいたご意見を参考に、少し研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小口委員長 切り離せと言っているわけじゃないからね。

○事務局 はい。

○小口委員長 危ないなら切り離れたほうがいいけど、技術的に大丈夫なら今のままでいい。ただ、少し研究してみてください。

○事務局 はい。了解しました。

○小口委員長 じゃあ、それについては私のほうはそのぐらいですけど、ほかの方、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

○木内委員 いいです。

○小口委員長 はい。

じゃあ、次に移らせていただきます。最後になりましたけど、小平市立小・中学校教育用PC購入について、パソコンの購入です。よろしいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 これも私のほうだと思いますけど。

○事務局 まず内容についてご説明申し上げます。

資料1の30ページをご覧ください。

契約内容は記載のとおりで、導入期限は令和5年3月22日までになります。

契約方法は、3者の希望確認型指名競争入札になります。

次に、質問でございますが、資料2の17ページのとおり、小口委員長から3問、計3問の質問をいただいております。回答につきましては資料のとおりとなりますので、説明は省略させていただきます。

○小口委員長 じゃあ、私のほうから質問します。

このパソコンは生徒に貸出しはしているのがまず1点目。

○事務局 契約はしているのですけれども、納品がまだなので、今現在はまだ貸出しはしておりません。

○小口委員長 貸出ししていないの。

○事務局 まだ届いていないので、契約はしているのですけれども。

○小口委員長 将来はするつもり。

○事務局 はい。するつもりです。

○小口委員長 質問ですけれども、回線事業者とプロバイダとメールソフトはどこを使っているか教えてください。

- 事務局 回線事業者はNTT東日本になります。
- 小口委員長 どこ。
- 事務局 NTT東日本になります。回線事業者は。
- 小口委員長 NTT東。
- 事務局 プロバイダは、NTTのぷららになります。
- 小口委員長 NTTのですか。
- 事務局 ぷららというプロバイダですね。
- 小口委員長 はい。メールソフトは。
- 事務局 メールソフトは、Gメールですね。グーグルのGメールを使っております。
- 小口委員長 Gメール。あまり使わないところだね。分かりました。
- 教員のパソコンの研修はどのように行われていますか。
- 事務局 担当は指導課になりまして、指導課の指導主事が年間計画で研修を先生方に行ってください。
- 小口委員長 どういうふうに。どこから講師が来て。
- 事務局 そういうときもありますし、ICTの担当の教員が学校内とかに集まって内部で研修もごさいます。
- 小口委員長 内部の職員ですか。
- 事務局 そうですね。ICTに詳しい先生が、学校内の全ての先生に対しての研修を行うとか。
- 小口委員長 分かりました。じゃあ、各学校のパソコンに詳しい先生が、一般の先生に教えているということね。
- 事務局 そういうときもあります。
- 事務局 基本的には、外部の講師を招いて、その招いたときに受講するのは、全員の教員というのはもう何百人になりますので無理ですので、各学校の代表という形でICTの担当の教員がいますので、その教員は、外部の有識者の方から研修を受けています。それを学校内で広めるときに、内部として、受講した教員がほかの教員に伝えると、そういったような流れになっております。
- 小口委員長 そこはやっぱり気になるね。学校ごとにパソコン教室をやったほうがいいんじゃないかなという気はしますけどね。
- 事務局 予算としては、各学校に配分している研修費の予算もごさいますので、そこは学校単位で外部の講師をお呼びしてやっているという学校も多くごさいます。全体として伝えることは講師を呼んで実施していますし、各学校でもうちちょっとこういうことを知りたいなというときは、各学校で講師を選んで、それぞれでやっている、そんな状況でございます。
- 小口委員長 分かりました。それは安心しました。中学生になると、結構詳しい人が出てくるので、やっぱり教師がしっかりしていないと答えられないと、ちょっと心配しました。学校によっては外部講師を招いてやっているということですね。
- 事務局 はい。

○小口委員長 分かりました。私のほうからは以上です。

ほかにありますか。

○木内委員 私のほうは特に結構です。

○池畑副委員長 とてもこのパソコンだけについては言える立場ではないんですけども、ものすごく進化しているので、何しろ新しい情報を常に常にとってやっていると、もうすぐ遅れてしまいますよね、今の時代。

○事務局 そうですね。

○池畑副委員長 だから、スピードだけ気をつけて、本当にやってほしいなというのが私の希望でございます。

○事務局 了解いたしました。ありがとうございます。

○小口委員長 教育委員会、よろしいですか。

○事務局 はい。

○小口委員長 結構、今の子供、すごい子もいるからね。私も中学生に教わったなんてこともありましたよ。ものすごく詳しい子がいるのですよね。しっかり指導してあげてください。

以上です。

よろしいですか。

以上で、本日の審査を終了します。